

事 務 連 絡

令和 3 年 1 月 27 日

各都道府県税務担当課 } 御中
各都道府県市区町村担当課 }

総務省自治税務局電子化推進室

徴収の猶予等の電子申請について

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれ、納税が困難な納税者等に対する徴収の猶予等については、「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応等について」（令和 3 年 1 月 15 日付け総税企第 11 号総務省自治税務局長通知）のとおり、柔軟かつ適切な対応をお願いしているところです。徴収の猶予等の電子申請についても、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等を踏まえ、下記のとおり対応いただくようお願いいたします。市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を御連絡願います。

記

1 徴収猶予の特例の電子申請について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）附則第 59 条の規定による徴収猶予の特例（以下「徴収猶予の特例」という。）については、令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する地方税が対象であり、その申請期限は納期限となっていますが、申請をすることができないことにつきやむを得ない理由があると地方団体の長が認める場合には、納期限後にされた徴収猶予の特例申請の受付が可能です。令和 3 年 2 月 2 日以降であっても、eLTAX を通じた申請も可能であることに留意されるようお願いいたします。

2 徴収の猶予等の電子申請について

徴収猶予の特例の猶予期間が終了した後も感染症の影響等により納税が困難な者や新たに徴収の猶予等の対象となり得る納税者が、徴収の猶予等の申請を行う場合には、次のとおり eLTAX を通じた申請を可能とする予定ですので、適切に対応いただくようお願いいたします。

（1）対象手続について

- ① 徴収の猶予の申請（法第 15 条の 2 第 1 項及び第 2 項）
- ② 徴収の猶予期間の延長の申請（法第 15 条の 2 第 3 項）
- ③ 徴収の猶予に係る申請書の訂正又は添付書類の訂正若しくは提出（法第 15 条の 2 第 8 項）
- ④ 換価の猶予の申請（法第 15 条の 6 の 2 第 1 項）
- ⑤ 換価の猶予期間の延長の申請（法第 15 条の 6 の 2 第 2 項）
- ⑥ 換価の猶予に係る申請書の訂正又は添付書類の訂正若しくは提出（法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項）

(2) eLTAX における申請ルートについて

令和3年2月2日以降、当面は、徴収猶予の特例における eLTAX を通じた申請と同様、「税務代理権限証書」の提出機能を活用して提出できることとします。

eLTAX の改修等の準備が整い次第、「その他申請書」の「申請書の種類」に徴収の猶予等の申請を追加し、「税務代理権限証書」の提出機能の活用から当該追加機能による提出に切り替える予定です。詳細については、現在、地方税共同機構と調整中であり、決定次第、改めてお知らせします。

(3) 申請書等について

(1) の手続については、地方団体が条例等により定めている申請書や添付書類を添付して、eLTAX を通じて提出していただく形式としており、そのことを含め、eLTAX の操作に関する情報については、地方税共同機構の eLTAX ホームページに掲載されております。

地方団体におかれては、貴団体の申請書や添付書類等についてホームページへ掲載する等、丁寧な説明を行っていただくとともに、eLTAX を通じた電子申請について、法人、個人事業主及び個人を問わず納税者への積極的な周知と利用の促進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【連絡先】

総務省自治税務局電子化推進室

担当：畠山係長、羽田事務官

TEL：03-5253-5663